

根室市教育委員会規則第4号

根室市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月20日

根室市教育委員会
教育長 波 岸 克 泰

令和 7 年 2 月 2 0 日
根室市教育委員会規則第 4 号

根室市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

根室市体育施設条例施行規則（昭和54年根室市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第3号から第5号まで並びに同条第2項中「40%」を「70%」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。